



2025年3月27日

各位

会社名 三井不動産株式会社
代表者名 代表取締役社長 植田 俊
(コード番号 8801 東証プライム市場)
問合せ先 広報部長 平原 秀人
(TEL. 03-3246-3155)

役員報酬制度改定に伴う株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2025年3月27日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象とした現行の株式報酬制度の改定（以下「本改定」といいます。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本改定につきましては、2025年6月27日開催予定の第113回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを予定しております。

記

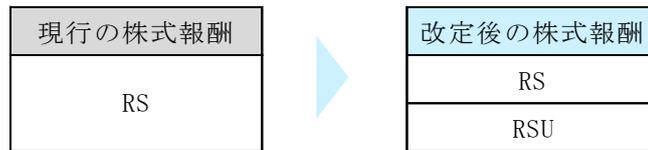
1. 本改定の背景・概要

当社は2024年4月にグループ長期経営方針「& INNOVATION 2030」を策定しました。これに伴い、役員に対してグループ長期経営方針の実現に資する貢献を促す観点から、役員報酬制度の見直しを行い、その一環として株式報酬制度の改定を実施します。

現行の譲渡制限付株式報酬制度は、2020年6月26日開催の第108回定時株主総会において導入を決議し、2024年6月27日開催の第112回定時株主総会において、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限を付した当社普通株式（以下「RS」といいます。）の総数及び当該RS割当のために支給する金銭報酬債権の上限の変更を決議しております。

当社は以前より、対象取締役に当社グループの企業価値の持続的な向上を動機づけるとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として株式報酬の割合を拡大してまいりました。このような状況から、株式報酬制度の運用性をさらに高めることが望ましいと考え、RSの譲渡制限解除時の納税資金確保を目的とした譲渡制限付株式ユニット（以下「RSU」といいます。）を導入することといたしました。

現行制度で支給する株式報酬は、対象取締役の退任時に譲渡制限を解除するRSの割当及び当該RSの割当に際して当該取締役が払い込むための金銭報酬債権の支給のみでしたが、新たな制度（以下「本制度」といいます。）で支給する株式報酬はこれらに加え、RSUに基づき支給される金銭から構成されることとなります。



2. 本制度の仕組み

(1) RS の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、RS の発行または処分を受けることとなります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行または処分するRSの1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、RSの割当を受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度によるRSの発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①対象取締役が当社の取締役等の地位を退任するまでの期間、RSの第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②正当な事由以外の事由により退任した場合や、重大な法令違反等、その他一定の事由が生じた場合には当社がRSを無償取得することなどを規定した譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

(2) RSU の概要

対象取締役は、本制度に基づき、当社から、当社の普通株式と経済的に類似の権利である譲渡制限付株式ユニット（RSU）の付与を受け、当社の取締役等の地位の退任後に、付与されたRSUのユニット数に東京証券取引所における退任時の当社の普通株式の終値を乗じた額の金銭の支給を受けます。各対象取締役への具体的な付与時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度によるRSUの付与に当たっては、当社と対象取締役との間において、①RSUの第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②正当な事由以外の事由により退任した場合や、重大な法令違反等、その他一定の事由が生じた場合にはRSUが当然に消滅することなどを規定した譲渡制限付株式ユニット付与契約が締結されることを条件といたします。

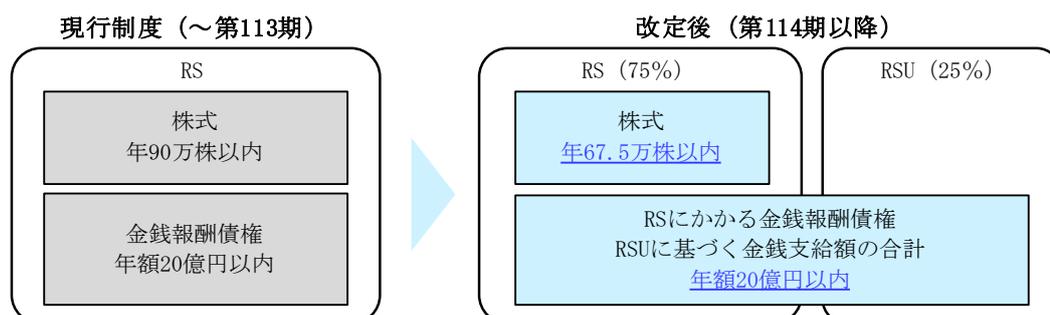
譲渡制限付株式ユニット付与契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

(3) 株式報酬の上限

本制度に基づく RS の株式数と RSU のユニット数の比率は原則として、75% : 25% といたします。ただし、個別の対象取締役への支給につき、当該対象取締役が退任する年度においては、RSU の比率を 100% とします。

株式報酬の構成	株式数・ユニット数の比率
RS	75%
RSU	25%

本制度に基づく報酬の上限としては、①RS の総数については、現行制度において既にご承認いただいている年 90 万株の 75% である年 67.5 万株以内とし、②RS に係る金銭報酬債権及び RSU に基づく金銭支給額(*)の合計額については、同じく現行制度において既にご承認いただいている年額 20 億円以内とします。



*RSU 1 ユニットを普通株式 1 株と換算します。

※RSU のユニット数のみの総数の上限は設定しませんが、RS の株式数と RSU のユニット数を合計した総数は年 90 万株相当以内を目途とします。

(ご参考)

本株主総会においてご承認いただいた場合、当社の取締役を兼務しない執行役員及びグループ執行役員に対しても、本制度を導入する予定です。

以上